

○牧之原市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

令和7年4月1日
告示第162号

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市が発注する工事又は製造その他についての請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とする制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 この告示の対象となる工事は、競争入札を実施する予定価格が200万円以上5,000万円未満の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）を対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は万円単位とし、万円未満の端数は切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

4 第1項及び前項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「最低制限価格円（消費税抜き）」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示する。

(開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨通知する。

(入札経過の整理)

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。